改正後	改正前
13　その他特記事項 ［表略］ （記載上の注意） 指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。 苦情処理手続は法第69条の２第６項第１号に規定する苦情処理手続であって信用事業等に係るものをいう。 紛争解決手続は法第69条の２第３項に規定する紛争解決手続であって信用事業等に係るものをいう。	13　その他特記事項 ［同左］ （記載上の注意） 指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が禁錮以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。 苦情処理手続は法第69条の２第６項第１号に規定する苦情処理手続であって信用事業等に係るものをいう。 紛争解決手続は法第69条の２第３項に規定する紛争解決手続であって信用事業等に係るものをいう。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用協同組合代理業の許可の審査） **第八十三条**　金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があった場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 ［一～三　略］ 四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。 ［イ・ロ　略］ ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ［ニ～チ　略］ ［五～七　略］	（信用協同組合代理業の許可の審査） **第八十三条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ［ニ～チ　同上］ ［五～七　同上］
別紙様式第19号（第110条の77関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日提出 業務に関する報告書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） 金融庁長官　殿 提出者　（郵便番号　　） 所在地 電話番号（　）　― 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名	**別紙様式第19号**（第110条の77関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日提出 業務に関する報告書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） 金融庁長官　殿 提出者　（郵便番号　　） 所在地 電話番号（　）　― 商号又は名称 代表者又は管理人の役職氏名